

茨木市シティプロモーションに係るコンサルティング業務委託仕様書

1 業務名

茨木市シティプロモーションに係るコンサルティング業務委託

2 本市の現状及び業務の目的

(1) 本市の現状

茨木市では「茨木市情報発信基本方針」に基づき、まちに関わる人を増やして共創のまちづくりを推進するため、広報誌やSNS等を用いて戦略的かつ効果的な情報発信に取り組んでいます。

そこで、本市のシティプロモーションの一環として、本市内で製造された食品や本市内で利用できるサービスなどの魅力について、ふるさと寄附金制度を活用し広く発信をしているところ、当該制度は全国的にも認知度が高まり市場としても拡大を続けていることから、本市としても当該制度をさらに戦略的、効果的に活用する必要が生じています。

(2) 目的

本業務は、ふるさと寄附金制度に係る市場調査を行い、強化すべき返礼品の選定、広告展開など、ECサイトにおける訴求力の最大化（市場分析、掲載写真の改善、検索ワードの最適化等）を図るための戦略を構築し、シティプロモーションの推進を図ることを目的とする。

3 業務内容

- (1) 全国のふるさと納税返礼品に対する市場調査、動向の分析を行い、ECサイトのうち「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」、「アマゾン」における効果的な戦略を策定のうえ、具体的な対策手段を本市へ提供すること。
- (2) ECサイト内においてキーワードの特定、設定、最適化への手法を本市に提案し、月に5返礼品について改善提案を行うこと。さらに画像の改善が必要な返礼品については受託者が画像の加工作業を行い、本市へ提供すること。
- (3) 楽天ECサイト内の広告運用について、予算の範囲内において広告効果の最大化を図るための手法、時機について本市へ提案すること。
- (4) 広告運用の作業内容並びに効果、要因分析等をレポートとして毎月提出すること。また、本市への常駐は不要であるが、月に1回は本市役所内において定例会議を設けること。なお、必要時には随時オンラインを含め会議の場を設けること。
- (5) 契約期間内において、受託者が業務遂行によってもたらした費用対効果を算出し、本市へ提供すること。

(6) 返礼品の寄附金額設定について、市場の動向や競争性を踏まえ最大の効果が生じるよう本市へ助言を行うこと。

4 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

5 実施体制

(1) 業務責任者

本市との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を設置すること。

(2) 人員配置

業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、固定化するよう努めること。なお、本市が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を協議すること。

(3) 責任の明確化

業務遂行にあたっては本市と連携・協働が不可欠であるが、責任の所在を明確化するため、本市と受託者の業務範囲・役割分担を明確化すること。

6 機密保持

(1) 受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

本契約が完了し、または解除された後も同様の義務を負う。

(2) 受託者は、本市から提供された情報等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工を含む）し、または第三者に提供してはならない。

(3) 受託者は、本業務終了後、速やかに本市から提供された資料等を返還すること。

7 権利の処理

受託者は、本件業務に基づき制作した制作物につき、第三者の著作権、肖像権その他の権利を使用する場合、ECサイトの運営に支障をきたさないよう、本市とあらかじめ合意した内容に基づき、該当第三者との間で必要な権利処理を行うものとし、本市は受託者が行った権利処理の範囲内で制作物を使用するものとする。

8 制作物の権利帰属

受託者が本市に納品する制作物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条

に定める権利を含む)、その他の知的財産権については、受託者が従前から保有していた著作権を除き、本契約終了時に本市に移転するものとする。

9 疑義

この仕様書に定めること又はそれ以外に疑義が生じた場合は、適宜協議により解決することとする。